

# ○鈴鹿工業高等専門学校安全衛生管理規則

〔平成30年3月7日〕  
規則第113号〕  
最終改正令和8年3月23日

## 鈴鹿工業高等専門学校安全衛生管理規則

(目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員の安全及び衛生管理に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則(以下「規則」という。)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及びその他関係法令に定める場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(総括等)

第2条 校長は、教職員の安全及び衛生管理の業務を統括する。

2 副校長は、教職員の安全及び衛生管理の業務に関し、校長を補佐する。

(衛生管理者等の指名)

第3条 校長は、教職員の衛生に関する技術的事項を管理するため、衛生管理者の資格を有する者の中から衛生管理者を指名する。

2 校長は、教職員に法令で定める作業主任者を選任すべき業務に就かせるときは、資格を有する者の中から作業主任者を指名する。

(化学物質管理者)

第3条の2 校長は、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第12条の5第1項に掲げる化学物質の管理に関する技術的事項を管理するため、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した教職員又はこれと同等以上の能力を有すると認めた教職員のうちから、化学物質管理者を指名する。

2 校長は、化学物質管理者を指名したときは、当該化学物質管理者の氏名を校内の見やすい箇所に掲示すること等により、関係教職員に周知しなければならない。

(保護具着用管理責任者)

第3条の3 校長は、安衛則第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理するため、保護具に関する知識及び経験を有すると認めた教職員のうちから保護具着用管理責任者を指名する。

2 校長は、保護具着用管理責任者を指名したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を校内の見やすい箇所に掲示すること等により、関係教職員に周知しなければならない。

(火元責任者)

第4条 火元責任者は、鈴鹿工業高等専門学校防災規則に規定する防火管理者をもって充てるものとする。

(安全衛生委員会)

第5条 本校に、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- (5) その他校長が必要と認める事項に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長

- (2) 研究主事
  - (3) 衛生管理者
  - (4) 産業医
  - (5) 事務部長
  - (6) 総務課長
  - (7) 安全衛生に関し経験を有する者のうち、校長が指名した者
- 4 校長は、前項第2号から第7号までの委員の半数については、本校の教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。
- 5 第3項第7号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、本委員に欠員を生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員が職務を代行する。
- 4 委員会は、毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員以外の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(化学物質管理部会)

第8条の2 委員会に、第9条の2に規定する事項について実施及び検討するため、化学物質管理部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、校長が指名する部会員をもって組織する。
- (部会長)

第8条の3 部会に部会長を置き、部会員のうちから校長が指名する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会に副部会長を置き、部会員のうちから校長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長の職務を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代行する。

(部会員以外の出席)

第8条の4 部会は、必要に応じ部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会及び部会に関する庶務は、総務課人事給与係が行う。

(化学物質等による危険性又は有害性等の調査等)

第9条の2 校長は、安衛則第34条の2の7及び同第34条の2の8の定めるところにより、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で教職員の健康障害又は危険を生ずるおそれのあるもの（以下「化学物質等」という。）のうち、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

- 2 校長は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質等による危険性又は有害性等を調査するよう努めなければならない。
- 3 校長は、前2項の調査の結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、教職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

第9条の3 校長は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する教職員が熱中症の自覚症状

を有する場合又は当該作業に従事する教職員に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の教職員が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する教職員に対し、当該体制を周知しなければならない。

2 校長は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する教職員に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知しなければならない。

3 前2項に定める必要な体制及び措置については、本校の職場における熱中症対策の強化マニュアルによるものとする。

(能力向上教育)

第10条 校長は、衛生管理者、作業主任者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対して、当該業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を実施するものとする。

(面接指導)

第11条 教職員は、規則第21条の2に規定する要件のほか、別に定める所定時間外労働実績の基準時間等により対象となる者については、産業医(校長が指名する他の医師を含む)による面接指導を受けるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生管理に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 鈴鹿工業高等専門学校安全衛生委員会規程(平成24年9月6日制定)は廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。